

保護者各位

鎌ヶ谷市長 清水 聖士  
(公 印 省 略)

国の緊急事態宣言が解除された場合の保育所等の再開について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。また新型コロナウイルス拡大防止対策にご協力いただきありがとうございます。

現在、保護者の皆さまには5月31日まで施設の臨時休園にご協力をお願いしておりますが、国の緊急事態宣言が解除された場合、保育所等を再開させていただきます。

なお、解除後も新型コロナウイルス拡大防止対策のため、当面の間、家庭での保育が可能な方は、引き続き登園の自粛へのご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 施設の再開日

国の緊急事態宣言が解除された日から

2 解除以降の施設の利用について

解除以降も新型コロナウイルス拡大防止対策のため、家庭での保育が可能な方は、引き続き登園の自粛をお願いいたします。

施設の利用にあたり、臨時休園の期間中提出していただいた「臨時休園に伴う保育申込書」の提出は不要です。一時預かり保育の利用につきましては、引き続き利用する施設へ「一時預かり保育利用申込書」の提出をお願いいたします。

3 3歳未満児の保育料および3歳以上児の副食費の減免について

登園の自粛にご協力いただいた、3歳未満児の保育料および公立保育園の3歳以上児の副食費は、日割り計算により減免いたします。なお、減免の手続きについては別途お知らせいたします。

民間保育所等における3歳以上児の副食費の減免につきましては、ご利用されている施設にお尋ね下さい。

問い合わせ先：鎌ヶ谷市幼児保育課

047-445-1363